

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成18年度)

| | |
|---|---|
| 基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(1)の事業名) | 住宅完成保証基金 |
| 法人名 | (財)住宅保証機構 |
| 基金額(国庫補助金等相当額) | 406,650,563円(200,000,000円)(平成18年4月1日現在) |
| 基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(1)を行っている場合は、その概要) | 中小住宅生産者のための完成保証 |

2. 見直し結果(平成18年度)

| 項目 | 講ずる措置 |
|---|---|
| 実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(2)) | 平成18年度に国からの補助金の全部を国庫へ返納し、平成19年度から民間資金のみで事業を実施 |
| 基金事業を終了する時期 | - |
| 次の見直し時期 | - |
| 基金事業の目標 | - |
| 目標達成度の評価 | - |
| 基金の保有割合 | 算出した保有割合は、2.3であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。 |
| 基金の保有割合の算出 | <p>(算出に用いた方式)</p> <p>保有割合 $= \text{基金残高} \times \text{保証倍率} / (\text{保証残高} + \text{保証額見込} + \text{管理費})$ $= \text{基金残高} \times \text{保証倍率} / (\text{保証残高} + (\text{戸当たり保証額} \times \text{保証見込戸数}) + \text{管理費})$ $= 4.07 \text{ 億円} \times 30 / (539,118,631 \text{ 円} + (7 \text{ 百万円} \times 689 \text{ 戸}) + 21 \text{ 百万円})$ $= 2.3$</p> <p>(算出に用いた数値)</p> <p>H17年度末基金残高：4.07億円 保証倍率：30倍 H17年度末保証残高：539百万円 保証額見込：戸当たり平均保証額×保証見込戸数 $= 7 \text{ 百万円} \times 689 \text{ 戸}$ $= 4,823 \text{ 百万円}$ H17年度管理費：21百万円</p> |
| 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(3) | <p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>有・無</p> <p>該当する理由： 保有割合が「1」を大幅に上回っているため(基準3(4)ア【基準】)</p> <p>平成18年度に国からの補助金の全部を国庫へ返納し、平成19年度から民間資金のみで事業を実施</p> |
| その他 | |

- (1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。
- (2)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)
- (3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。